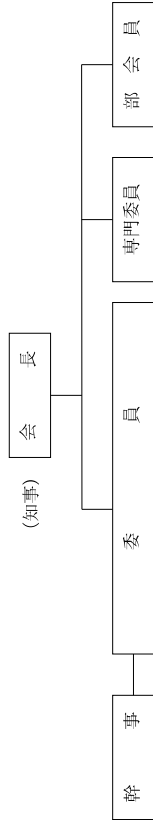


神奈川県防災会議

- 1 設置の根拠
災害対策基本法第14条
- 2 所掌事務
(1) 地域防災計画の作成とその実施の推進
(2) 地域に係る防災に関する重要事項の審議（知事の諮問に応じて）
(3) (2)に規定する重要事項に関する知事への意見
(4) 災害応急対策及び災害復旧に係る市町村及び関係機関との連絡調整
(5) その他、法に基づき権限に関する事務

3 組織



- 委員の属する機関の職員
- 指定地方行政機関の長
- 陸上自衛隊東部方面混成団長
- 県教育委員会教育長
- 県警察本部長
- 知事部内の職員
- 市町村長の代表
- 消防機関の長の代表
- 指定公共機関の役員
- 指定地方公共機関の役員
- 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 関係地方行政機関の職員等
- 委員又は専門委員のうちから指名する者

神奈川県防災会議条例

昭和37年10月5日
条例 第 4 0 号

- 改正 昭和38年 7月12日 条例第34号
昭和44年 3月31日 条例第19号
平成11年12月24日 条例第50号
平成24年10月23日 条例第49号

神奈川県防災会議条例をここに公布する。

神奈川県防災会議条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第 8 項の規定に基づき、神奈川県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 それぞれ当該各号に定める委員の定数は、次の各号に掲げる数とする。

- (1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 8人
- (2) 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 4人
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 16人
- (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 8人
- 2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる委員の任期は、2 年とする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 3 条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

- 第 4 条 防災会議に幹事若干名を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

- 第 5 条 防災会議は、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

神奈川県防災会議運営要綱

(会長の委任)
第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和38年7月12日条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和44年3月31日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成11年12月24日条例第50号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成24年10月23日条例第49号)
この条例は、公布の日から施行する。

(目 的)

第1条 この要綱は、神奈川県防災会議条例(昭和37年神奈川県条例第40号)第6条の規定に基づき、神奈川県防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

- 第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

- 第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
2 代理人は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
3 代理人が会議に出席した場合は、当該代理人を委員とみなす。

(専決処分)

- 第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとしその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げる事項については専決処分することができる。
(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関する事項
(2) その他軽易な事項
2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(部 会)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。
部会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課が処理する。

(その他)

第7条 その他の必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

- この要綱は、平成8年4月22日から施行する。
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

資料 1-1-1-(4)
(危機管理防災課)

神奈川 県 防 災 会 議 委 員 名 簿
会 長 神奈川 県 知 事 黒 岩 祐 治

(令和6年11月20日現在)

機関の名称	職	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察庁	局長	330-9726	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000
関東財務局	所長	231-8412	さいたま新都心合同庁舎2号館	045-226-1726
横浜財務事務所			横浜市中区北仲通5-57	
関東信越厚生局	局長	330-9713	横浜第2合同庁舎	048-740-0705
			さいたま市中央区新都心1-1	
関東農政局	地方参事官	231-0003	さいたま市中央区新都心1号館	045-211-0584
神奈川県拠点			横浜市中区北仲通5-57	
関東森林管理局	局長	371-8508	横浜第2合同庁舎	027-210-1150
関東経済産業局	総務企画部長	330-9715	前橋市君神町4-16-25	048-600-0211
			さいたま市中央区新都心1-1	
関東東北産業保安監督部	部長	330-9715	さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0434
関東運輸局	局長	231-8433	さいたま新都心合同庁舎1号館	045-211-7269
国土地理院関東地方測量部	部長	102-0074	横浜第2合同庁舎	03-5213-2054
東京空港事務所	東京国際空港長	144-0041	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5757-3020
第三管区海上保安本部	本部長	231-8818	九段第2合同庁舎9階	045-211-1686
横浜地方気象台	台長	231-0862	横浜市中区山手町99	045-621-1999
関東総合通信局	局長	102-8795	横浜市中区北仲通5-57	03-6238-1790
神奈川労働局	局長	231-8434	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7350
関東地方整備局	局長	330-9724	横浜第2合同庁舎	048-600-1333
関東地方環境事務所	所長	330-9720	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0516
			さいたま新都心合同庁舎1号館	
南関東防衛局	局長	231-0003	さいたま新都心合同庁舎1号館	045-211-7102
陸上自衛隊東部方面混成団	団長	238-0317	横浜第2合同庁舎	046-856-1291
神奈川県教育委員会	教育長	231-8509	横浜市中区日本大通33	045-210-1111
神奈川県警察本部	本部長	231-8403	横浜市中区海蔵通2-4	045-211-1212
神奈川県市長会	会長	231-0023	横浜市中区山下町75番地	045-664-7453
神奈川県町村会	会長	231-0023	神奈川自治会館内(4階)	045-664-7454
神奈川県消防長会	会長	210-8565	横浜市中区山下町75番地	044-223-2510
(公財) 神奈川県消防協会	会長	231-0023	神奈川自治会館内(4階)	045-201-1421
日本郵便株式会社神奈川郵便局	局長	221-8799	横浜市中区山下町1番地	045-565-5001
日本銀行横浜支店	支店長	231-8710	横浜市中区日本大通20-1	045-661-8114

機関の名称	職	郵便番号	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道横浜支社	執行役員横浜支社長	220-0023	横浜市中区平沼1-40-26	045-320-2538
東日本電信電話横浜支社	神奈川事業部長	231-0023	横浜市中区山下町198	045-212-8945
東京電力パワーグリッド横浜支社	副総支社長	231-0007	横浜市中区弁天通1-1	045-394-1066
日本通運横浜支店	支店長	231-0015	横浜市中区尾上町5-78	045-212-7318
日本赤十字社神奈川県支部	事務局長	231-8536	横浜市中区園内ビル	045-681-2192
日本放送協会横浜放送局	局長	231-8324	横浜市中区山下町281	045-212-2831
中日本高速道路横浜東支社	支社長	105-6011	東京都港区虎ノ門4-3-1	03-5776-5655
首都高道路横浜支社	保全・交通部長	100-8930	東京都千代田区霞が関1-4-1	03-3539-9528
東京ガス横浜支社	神奈川支社長	220-0024	横浜市中区平沼5-55	045-313-8013
京浜急行バス横浜支社	取締役経営企画部長	220-0011	横浜市中区高島1-2-8	045-264-6880
公益社団法人神奈川県医師会	副会長	231-0037	横浜市中区富士見町3-1	045-211-7000
オール・エフ・ラジオ日本	常務取締役総務部長補佐	231-8611	横浜市中区長者町5-85	045-231-1531
横浜川新聞社	総務局長	231-8445	横浜市中区太田町2-23	045-227-0020
神奈川県住宅供給公社	理事長	231-8510	横浜市中区日本大通33	045-651-1842
二宮町女性防災隊	副隊長	259-0123	中郡二宮町二宮961	0463-71-3319
(特非) 神奈川災害ボランティアネットワーク	理事長	222-0033	横浜市港北区新横浜2-6-13	090-8803-2417
(公社) 神奈川県介護福祉社	会長	221-0825	新横浜ステーションビル9階	045-319-6687
女性防災クラブ平塚パワーズ	会長	254-0065	平塚市南原2-2-11	0463-34-8895
(特非) かながわ外国人すまいるサポーターセンター	事務局長	231-8458	横浜市中区常盤町1-7	045-228-1752
(特非) かながわ女性会議	理事	240-0113	横浜YMC A2階	046-875-8438
神奈川大学	名誉教授	221-8686	三浦郡葉山町長柄1642-320	045-481-5661
横浜国立大学	准教授	240-8501	横浜市中区六角橋3-27-1	045-339-3014
神奈川県	副知事	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111
	副知事			
	副知事			
	国際文化観光局長			
	環境農政局長			
	くらし安全防災局長			
	県土整備局長			
	公営企業管理者			

神奈川県防災会議幹事名簿

1616

神奈川原地震災害対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であることに鑑み、これに必要な地震災害対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県、県民及び事業者が実施する地震災害対策の基本となる事項を定めるとにより、地震災害対策の総合的な推進を図り、もって全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに地震災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 地震災害対策 地震防災のための取組をいう。
- (4) 防災関係機関 公共機関（電気、ガス、輸送、通信、放送事業その他の公益的事業を営む法人をいう。）及び公共の団体並びに医療施設、社会福祉施設その他の防災上重要な施設の管理者をいう。

(基本理念)

第3条 地震災害対策は、県民の生命を守ることを最も優先するとともに、地震災害を防止し、又はでき限り軽減する減災を旨として実施されるものとする。

2 地震災害対策は、県民及び事業者が自らの安全を自らで守る自助、県民、事業者等が連携し、及び協力して助け合う共助並びに県、市町村、国等が行う公助を基本として、それぞれの主体が、自らの役割を果たすとともに、協働して取り組むものとする。

3 地震災害対策は、本県における海、山等の自然的条件及び人口の集積、石油コンビナートの立地等の社会的条件を考慮し、実施されるものとする。

4 地震災害対策は、男女双方、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他の地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）において特に援護を要する者をいう。）、旅行者等の多様な主体の視点に立つて、実施されるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地震災害対策に関する神奈川県地域防災計画を作成するとともに、その進捗状況を管理し、地震災害対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、地震災害発生時において必要な事務及び事業を継続することができよう、必要な計画を作成し、体制を整備するものとする。

3 県は、地震に関する観測、調査及び研究を行い、その成果を地震災害対策に反映させるものとする。

4 県は、地震災害発生時において迅速かつ適切な災害応急対策が実施できよう、地震に関する情報の収集及び当該情報の県民等への提供のための体制を整備するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自ら地震災害対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における地震防災に関する活動（以下「地震防災活動」という。）が円滑に行われるよう、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

3 県民は、県、市町村、国及び防災関係機関がその役割分担又は相互の連携に基づき実施する地震災害対策並びに自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同

じ。）及びボランティア団体（ボランティア活動を行う組織をいう。以下同じ。）が行う地震防災活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員、事業所への来所者等（以下「従業員等」という。）の安全を確保するための地震災害対策及び事業所が所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の安全に配慮した地震災害対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、地震災害発生時においてできる限り事業を継続することができよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、県、市町村、国及び防災関係機関がその役割分担又は相互の連携に基づき実施する地震災害対策並びに自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動に協力するよう努めるものとする。

(市町村、国等との連携)

第7条 県は、地震災害対策の推進に当たっては、市町村との緊密な連携協力体制を整備するものとし、また、市町村が実施する地震災害対策について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、地震災害発生時において迅速かつ円滑に市町村間の相互の応援活動が行われるよう、市町村と連携して、必要な体制を整備するものとする。

3 県は、地震災害対策の推進に当たっては、国との緊密な連携協力体制を整備するものとする。

4 県は、地震災害対策の推進に当たっては、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織及びボランティア団体との連携を図るものとする。

5 県は、他の都道府県等からの災害応急対策並びに復旧及び復興に関する応援活動が円滑に行われるよう、他の都道府県等との連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、地震災害対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（地震防災に配慮したまちづくりの推進）

第9条 県は、地震防災に配慮したまちづくりを推進するため、市町村、国、防災関係機関等と連携し、計画的な土地利用、市街地、道路、河川、港湾、都市公園等の整備、建築物の耐震性の向上その他の必要な対策を実施するものとする。

2 県民は、地震に備え、家屋の耐震性の向上、家具の転倒防止その他の建築物等の安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、事業所の施設及び設備の耐震性の向上その他の建築物等の安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（地震防災に関する知識の普及等）

第10条 県は、県民が地震に備え適切な地震災害対策を実施することができよう、市町村、自主防災組織、ボランティア団体等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び意識の向上を図るものとする。

2 県は、県民が地域の地震災害の危険の度を理解することができよう、地震災害に関する調査等に基づく危険を回避するための情報を、多様な手段を活用して分かりやすく県民に提供するものとする。

3 県は、学校において、児童、生徒等が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において適切に行動する力を身に付けることができよう、市町村等と連携し、地震防災に関する教育を推進するものとする。

4 県民は、地震に備え、地震防災に関する知識の習得及び普及に努めるものとする。

5 事業者は、地震に備え、地震災害発生時において従業員のとるべき行動を明確にし、及びその内容を習得させるよう努めるものとする。（物資の備蓄等）

第11条 県は、広域的な応援活動に必要な資機材を整備するとともに、市町村、国、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、生活必需物資等を供給するための体制を整備するものとする。

2 県民は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び地震災害発生時において持ち出す物品を準備するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び消火、救助、応急手当その他の地震防災

活動に必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

(自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動の充実)

第12条 県は、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、人材の育成、地震防災活動に関する情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制を整備するものとする。

2 県民は、地震に備え、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域に備え、自主防災組織及びボランティア団体と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第13条 県は、市町村、国、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、地域の特性に応じた多様な実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 県民は、地震に備え、県、市町村、国、自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、防災訓練を実施するとともに、県、市町村、国、自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難対策の実施)

第14条 県は、県民が建築物の倒壊、火事等から迅速かつ的確に避難できるよう、市町村、国等と連携し、地震に関する情報の提供体制の整備、避難路及び避難場所の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民は、地震に備え、避難路、避難場所、家族等との連絡方法その他の地震災害発生時にとるべき行動を確認するよう努めるものとする。

3 県民は、地震災害発生時において、地震に関する情報に留意し、自ら必要と判断したとき又は避難の指示等があったときは、状況に応じた的確に避難するよう努めるものとする。

4 事業者は、地震災害発生時において、地震に関する情報に留意し、従業員等の安全を確保するための措置を講ずるとともに、地域住民、自主防災組織等と連携し、従業員等に地震に関する情報を提供し、及び従業員等を的確に避難させるよう努めるものとする。

(津波対策の実施)

第15条 県は、津波による災害の発生のおそれがある沿岸地域（以下「沿岸地域」という。）の県民が津波から迅速かつ的確に避難できるよう、市町村等と連携し、堤防その他の海岸保全施設等の整備、津波避難施設の確保及び防災無線、旗その他の津波からの避難を促す多様な情報提供の手段の確保又は普及を行うものとする。

2 沿岸地域の県民は、強い揺れ又は長い揺れの地震が発生したときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、自ら迅速に避難するよう努めるものとする。

3 沿岸地域の事業者は、強い揺れ又は長い揺れの地震が発生したときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、従業員等を迅速に避難させるよう努めるものとする。

(災害応急対策の実施)

第16条 県は、地震災害発生時において、市町村、国、防災関係機関等と連携し、救助、医療その他の災害応急対策を実施するために必要な体制を速やかに確立し、当該災害応急対策を的確に実施するものとする。

2 県民は、地震災害発生時において、自らの安全に留意しつつ、地域において相互に連携し、及び協力して初期消火、救助、応急手当その他の地震防災活動を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、地震災害発生時において、従業員等の安全に留意しつつ、地域住民、自主防災組織等と連携し、初期消火、救助、応急手当その他の地震防災活動を行うよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策の実施)

第17条 県は、地震災害の発生に伴い帰宅困難者（長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することが困難となった者をいう。以下同じ。）が一斉に帰宅すること（以下「一斉帰宅」という。）又は駅周辺で滞留することによる混乱及び事故の発生等（以下「帰宅困難者による混乱の発生等」という。）を防止するため、市町村等と連携し、一斉帰宅の抑制に関する周知、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止し、又は徒歩により帰宅する者を支援するため、市町村、防災関係機関等と連携し、帰宅困難者等に対し、地震及び交通に関する適切な情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県民は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、自らの安全を確保した上で、むやみに移動を開始しないよう努めるものとする。

4 事業者は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、事業所の施設等の安全及び周辺の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の従業員等の一斉帰宅の抑制に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(復旧及び復興)

第18条 県は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、必要な手順をあらかじめ定めておくものとする。

2 県は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町村、国、防災関係機関等と連携し、これらに必要な体制を速やかに確立し、及び対策を的確に実施するものとする。

3 県民は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建に努めるものとする。

4 事業者は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は事業の速やかな再開により雇用を確保するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、県内外において大規模な地震災害が発生した場合には、その地震災害から得られた知見等を踏まえ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。